

ボランティア保険料助成事業実施要綱

(事業目的)

第1条 ボランティア団体、地域住民で組織する団体等（以下「団体」という。）が実施する緑化活動に対し、「にいがた緑の百年物語県民運動」として助成をするもの。

(対象及び活動内容)

第2条 団体が行う森づくり及び緑化活動のボランティア保険料（イベントを含む）
ただし、当該年度にほかの事業で助成を受ける場合や営利を目的としたものを除く。
なお、1団体3回までとする。

(申請)

第3条 ボランティア保険を要請する団体は、申請書（様式1）を公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会（以下「緑推」という。）に提出すること。

(交付決定)

第4条 緑推は、申請書を審査の上、団体に通知する。

(完了報告書)

第5条 団体は、事業が完了したときは、完了日から10日以内に報告書（様式2）を緑推に提出する。実績報告書には次の資料を添付する。

- ・写真（作業中、活動の様子のわかるもの）
- ・参加者名簿（但し、動力を使用した活動の場合と保険適用者に限る）

(費用負担等)

第6条 緑推は報告書を審査の上、緑推登録の保険団体（森づくりフォーラム）に保険料を支払うものとする。

(関係書類)

第7条 事業にかかる関係書類は2年間保存する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。